

五監公告第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年6月28日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー
【五泉市村松黄金の里会館】

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成29年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成30年6月1日～平成30年6月26日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

業務仕様書には指定管理者が行う緊急時の業務として、防火及び防災に万全を期し、年2回の総合訓練を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応する旨の記載がある。指定管理者において、年2回の消防設備点検と併せて消防訓練を実施しているとのことだが、所轄する消防署へ関係書類の届け出がなされていない。今後は関係法令に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

平成29年度の利用人数は前年度比で923人の減、また売上額で100万円余りの減額となった。繁忙期の悪天候や慈光寺への参拝者の増減が、売上額に影響するところも大きかったと考えられるが、今後もさまざまな方法で情報発信をしながら一層集客に努められるとともに、周辺観光施設との連携や各種イベント等を活用し、「地域観光の推進と地域産業の活性化を図るため」との施設の設置目的が達成されるよう、引き続き努力されることを望むものである。併せて、指定管理の受託者が同一である、五泉市村松観光開発会館との連携による相乗効果を期待するものである。

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては、指定管理者との連携をより密にするとともに、モニタリング等を通じて基本協定書や業務仕様書の取り決めの履行状況、また事業計画書・収支計画書に記載された基本方針等の実施状況について確認を行い、適時的確な指導に努められたい。